

北部地区再生可能エネルギー工業団地基本計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

北部地区再生可能エネルギー工業団地基本計画策定業務委託

2 目的

国では、エネルギーの安定供給と経済成長、脱炭素を同時に実現するため、「GX2040ビジョン」を策定し、その中で、再生可能エネルギーの供給地域へ電力多消費型産業の集積を図る「GX産業立地」を進めることとしており、豊富な再生可能エネルギーを有する本市は、国が目指す産業集積地となり得るポテンシャルを有している。

しかしながら、再エネ供給と一定規模の産業用地をセットで企業誘致を進めるためには、現在、本市では分譲地が不足している状況である。

こうしたことから、洋上風力発電等の豊富な再生可能エネルギーを有する本市の優位性を生かすとともに、新たな産業活動による雇用の創出と産業振興に繋げるため、北部地区再生可能エネルギー工業団地整備に向けた基本計画を策定しようとするもの。

3 委託期間

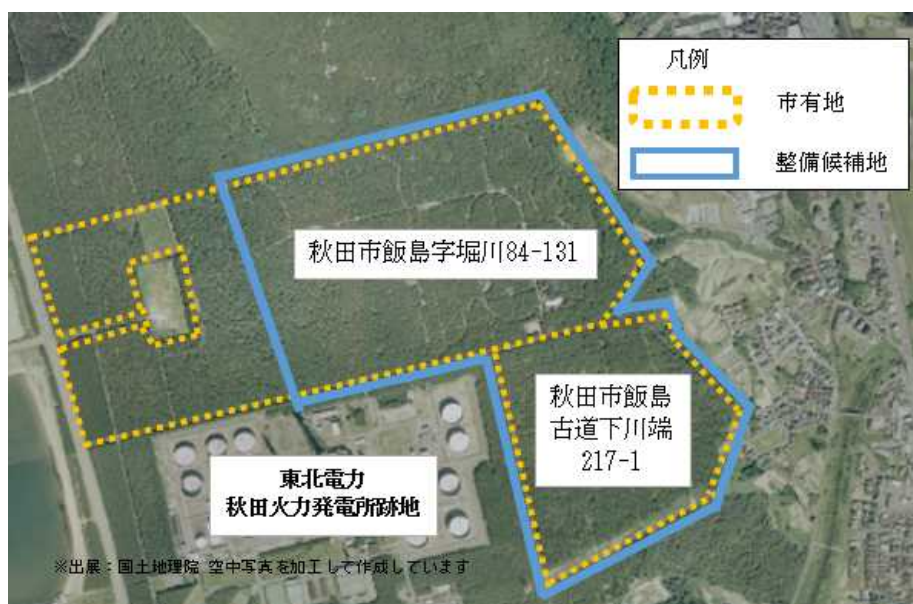
契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 工業団地整備予定地

本業務の実施位置は、下記の位置図に示す場所とすること。

住所：秋田市飯島字堀川84-131および秋田市飯島古道下川端217-1

想定開発面積：整備候補地のうち約50haを想定する。



5 業務内容

基本計画は、下記項目について検討し整理を行い作成すること。

また、今年度、当該工業団地への進出意向や工業団地に求める要件等を把握、整理するため、北部地区再生可能エネルギー工業団地立地動向調査を行うこととしており、基本計画の策定にあたり、当該業務の調査結果を可能な限り反映させること。

(1) 設計条件の検討・整理

ア 前提条件の整理

関連計画の位置づけや事業エリアの与条件を調査し、本事業を進める上で前提となる基本的な事項について取りまとめること。また、事業エリアの社会的条件（土地利用法規制、周辺の再エネ環境、権利関係、周辺関連事業（同種事業、アクセス道路、風力発電施設の送電線等）、社会的圏域）を調査し、整理すること。

イ 造成規模・範囲の検討

計画地の高低差、防災マップ等、造成上の課題を整理し、本市との協議の上、最適な造成規模・範囲の検討を行うこと。

ウ 都市施設との関連の検討

計画地周辺のインフラ施設について調査を行い、工業団地整備に必要な道路、公園緑地、上下水道等、都市施設の検討を行うこと。

エ 排水放流河川と処理方式の検討

雨水排水処理区域の検討を行い、排水処理方法の検討を行うこと。

オ 電力供給方法の整理

本市が想定する再エネ電力の供給方法とあわせ、他の事例等を整理すること。

カ 周辺との関連の検討

計画地は秋田県が計画している「下新城地区工業団地」や東北電力秋田火力発電所跡地と隣接しているため、周辺の土地利用情報を整理し、本事業との関連および連携を検討・整理すること。

キ 課題の整理

上記検討内容を踏まえ、本計画を遂行するにあたっての課題を整理すること。

(2) 道路計画の作成

計画地内の幹線、補助幹線道路の計画を行うこと。また、計画地へのアクセスについても検討を行い、地区外の交差点改良の必要箇所について課題を整理すること。

(3) 区画計画の作成

本市が想定する立地企業の規模に合わせて、区画の計画をすること。

(4) 供給処理施設計画（排水計画を含む）の作成

上下水道、工業用水道及び周辺水路の整備状況などを調査するとともに、必要水量および排水量の概略を算定し、計画を行うこと。

(5) 土地利用基本計画（基本計画図1／2500）の作成

上記検討結果を踏まえ、土地利用計画図を作成すること。

(6) 概算事業費の算出

北部地区再生可能エネルギー工業団地の整備における概算事業費を算出すること。

(7) 工程計画の作成

北部地区再生可能エネルギー工業団地の整備に向けた概略工程計画を作成すること。なお、工程の作成にあたっては、対象となる法的手続きに要する期間も含めて作成すること。

(8) 北部地区再生可能エネルギー工業団地基本計画の策定

(1)～(7)をとりまとめた、北部地区再生可能エネルギー工業団地基本計画を策定すること。

また、報告書の概要版をA3またはA4版にまとめたパンフレットとして、合わせて作成すること。

(9) 打合せ協議

受託者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、定期的な打合せを実施すること。

打合せを行った際は、速やかに議事録を作成し、提出・保管すること。

6 成果品

本業務完了後、受託者は直ちに以下の書類を市に提出し、検査を受けることとする。

(1) 北部地区再生可能エネルギー工業団地基本計画

製本・カラー印刷 10部

(2) 北部地区再生可能エネルギー工業団地基本計画

概要版（パンフレット）・カラー印刷 10部

(3) 電子データ（CD-R焼付等） 2式

【納品場所】秋田市産業振興部新エネルギー産業推進室

〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所本庁舎3階

7 著作権の譲渡等

(1) 著作権の譲渡

成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同

じ。)を当該成果物の引渡し時に市に譲渡する。

なお、譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(2) 関係者に係る著作権譲渡

前項に関し、次のいずれかの者（以下、「関係者」という。）に成果物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

ア 受託者の従業員

イ 本契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

ウ 著作物の購入先の法人又は個人

(3) 公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者（前項に該当する場合にあっては、関係者を含む。以下同じ。）は、市が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

(4) 内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(5) 著作者人格権の不行使

受託者および関係者は、前(3)又は(4)に該当する場合、市および市が許諾する者に対して、著作物人格権を行使しないものとする。

(6) 著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物および人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含まれるものとする。

8 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託について

ア 受託者は、業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、受託業務の一部を再委託することができるが、その場合は書面により市の承認を受けること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

10 その他

(1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。

(2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。

(4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。

(5) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。